

漁業権切替に伴う漁協別・遊漁制限の変更について

日頃から内水面漁業・遊漁振興のためご協力を賜り感謝申し上げます。

本年の溪流魚に係る遊漁期間は、残すところ1ヶ月を切りました。皆様の釣果はいかがでしたでしょうか。

さて、本年9月1日から内水面漁業に係る第五種共同漁業権が新たに切り替わりました。下記3組合から主な変更をお知らせするよう依頼を受けましたので掲載いたします。

また、掲載の組合以外にも変更があります。詳細については、各漁業協同組合にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、当連合会発行の『内水面遊漁のしおり』につきましては、来年度分から新しい遊漁規則で印刷、配付いたしますのでご了承をお願い申し上げます。

記

1 気仙川漁業協同組合

(1) 禁止区域

区 域	期 間	名 称
① 陸前高田市横田町金成橋上流端の上流50mから下流端の下流100mの間の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
② 陸前高田市竹駒町竹駒鉄橋上流端の上流50mから下流端の下流100mの間の区域	9月1日から11月30日まで	
③ 陸前高田市竹駒町水量測定ポールから下流130mの間の区域		

(2) 漁業権魚種に「もくずがに」が新たに追加されました。このため、遊漁券を購入しないと捕獲できません。なお、県内共通遊漁承認証をお持ちの方は「もくずがに」を捕獲できます。

2 砂鉄川漁業協同組合

(1) 岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証で「あゆ」の「がら掛け」を認めていましたが、今回の漁業権切り替えで見直しを行い、砂鉄川におきましては、共通遊漁承認証での「がら掛け」はできなくなりました。なお、別に当組合の遊漁券を購入すれば「あゆ」の「がら掛け」はできます。

(2) 漁業権魚種に「もくずがに」が新たに追加されました。このため、遊漁券を購入しないと捕獲できません。なお、県内共通遊漁承認証をお持ちの方は「もくずがに」を捕獲できます。

3 鵜住居川漁業協同組合

(1) 禁止区域

区 域	期 間
県道35号線日ノ神橋下流端から下流の免許区域	9月1日から12月31日まで
長内川長内橋下流端から下流の免許区域	9月1日から12月31日まで